

平成29年8月

お客さま各位

京都北都信用金庫

## 特殊詐欺被害の未然防止のための ATM（キャッシュカード）お振込の一部利用制限について

日頃は京都北都信用金庫キャッシュコーナーをご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、京都府をはじめ、全国的に振り込め詐欺が多発する中、キャッシュカードによる振込が不慣れな高齢のお客さまをATMに誘導して、預金を振り込ませる「還付金詐欺」「振り込め詐欺」等が急増しています。

当金庫では、これまでも地元警察や関係当局と連携して、金融犯罪の防止活動に取り組んでまいりましたが、一段と巧妙化する詐欺グループからお客さまの大切なご預金をお守りするため、京都府警察本部と連携して平成29年8月21日（月）から、下記のとおりATM（キャッシュカード）によるお振込を制限させていただいておりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 対象となるお客さまの口座

70歳以上のお客さまの口座で、直近3年以上、ATMでの振込をされていない口座

#### 2. 制限内容

ATMでのキャッシュカードによるお振込を停止させていただきます

#### 3. 制限開始日

原則、毎月20日（20日が土曜日・日曜日・祝日の場合は翌営業日）

※毎月末時点で新たに対象となる口座を抽出し、翌月の制限開始日よりキャッシュカードによるお振込を制限させていただきます。

※毎月末時点で新たに対象となる口座で、翌月1日から制限開始日の前日の間にキャッシュカードによるお振込をされた場合は、本制限は適用いたしません。

#### 4. その他

(1) キャッシュカードによる「お預入れ」や「お引出し」は従来どおり可能です。

(2) 対象となるお客さまで、キャッシュカードによるお振込みを希望される場合は、当金庫営業時間内に本人確認書類・通帳・キャッシュカード・お届出印をご持参のうえ当金庫窓口へお申し出ください。

以上